

# 滑川町デマンド交通ターナちゃん ご利用ください

令和5年1月4日（水）から

**平日週5日運行** に

拡大いたします。



## デマンド交通とは

滑川町では、平成28年度より交通弱者の交通手段を確保し、町民の皆さんの移動の利便性向上を図るため、デマンド交通を実施しています。運行開始以降、平日週3日間（月、水、金）の運行を実施してまいりましたが、令和5年1月4日より平日週5日間の運行に拡大いたします。

## デマンド交通のポイント

ご自宅から目的地までドアツードアでの利用ができる。  
利用料は、利用者登録時に利用会員登録証発行のためお支払いいただく200円の手数料のみで、ご利用時に料金はかかりません。

## 利用者登録ができる方

- ・65歳以上で車の運転をしない方
- ・未就学児の保護者で運転をしない方
- ・身体及び精神疾患等の障害があり運転をしない方
- ・その他特別な事情により運転ができない方

## 利用者登録の方法

平日午前8時30分～午後5時15分に福祉課（⑤番窓口）デマンド交通受付窓口で登録申請願います。

申請時に利用会員登録証の写真を撮影しますので、利用者ご本人の来庁をお願いします。

登録申請のための役場来庁時は、デマンド交通のご利用ができますので事前にお申し出ください。

利用会員登録証ができ次第、ご自宅へお届けいたします。

## 運行時間

午前9時～午後5時（お迎えの最終便は午後4時30分となります。）

※ 利用予約の受付時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。

## 運行区間

町内のみとさせていただきます。ただし、市町界に接している次の医療機関等へはご利用できます。（武蔵嵐山病院、埼玉成恵会病院、深谷耳鼻咽喉科クリニック）

## 利用方法

ご利用希望日の前日（土日祝日を除く）までに、受付窓口へ電話で予約してください。なお、翌月末日まで予約可能となります。

また、1日の利用回数は、会員1人につき1回（1往復）までとします。

当日、予約した乗車場所から目的地までの区間を運行します。

### 電話での予約の流れ

- ① 利用会員登録証を用意し、デマンド交通受付窓口へ電話をする。

T E L 56-5800



デマンド交通の予約をお願いします。

登録番号〇〇〇番の滑川太郎です。

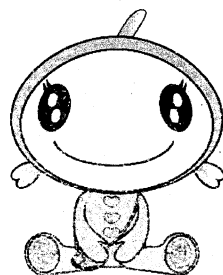
1月18日(水)の10時に自宅から役場までお願いします。

帰りは11時に役場から自宅までお願いします

- ② 予約が完了できれば、オペレーターから予約内容の確認をいたします（既に別の予約が入っていた場合、日時を変更していただきます。）

- ③ 予約当日は、指定場所でお待ちください。お迎えに伺います。

※ 詳しいご利用方法、不明な点はお問い合わせください。



## 問い合わせ先

役場福祉課内（⑤番窓口）

デマンド交通受付窓口

電話 56-5800